

(別紙3－15 めかじき（インド洋協定海域）)

第1 水産資源

水産資源の名称 めかじき（インド洋協定海域）

水産資源の定義 めかじきのうち、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第2条に規定する区域において漁獲されるものをいう。

第2 資源管理の目標

インド洋まぐろ類委員会（以下この別紙において「IOTC」という。）での合意等に従い、暫定的に、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。

第3 漁獲シナリオ

IOTCで決定されている保存管理措置において定められた漁獲シナリオとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

IOTCで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。